

神奈川県危機管理対策本部会議録（令和2年2月26日11時30分）

場所：災害対策本部会議室（第二分庁舎6階）

（副本部長（くらし安全防災局長））

それでは、定刻になりましたので、ただいまから危機管理対策本部を開催します。新型コロナウイルス感染症につきましては、これまでも各局長で構成する、危機管理対策会議で、知事、副知事にご出席いただき、全庁で情報共有を図ってまいりましたが、国等が基本方針を作成したこともございますので、知事をトップとする危機管理対策本部へと移行いたします。なお、メンバー的には大きな変更はございませんので、引き続き全庁共有の組織ということでご理解いただきたいと思います。それでは、本部長であります知事からご挨拶いただきます。

（本部長（知事））

おはようございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の危機管理対策本部を始めます。昨日国が基本方針を示しました。その中でこの感染拡大はこの1～2週間がヤマだということで、我々もこの1～2週間、集中的に感染症の拡大防止に向けて全力で取り組みたいと思います。県庁職員自らが感染し、県民サービスを低下させないために、努力しなければいけない、その中で、何をどこまですればいいのかという統一的な基準というものを確認していきたいと思います。基本的にはここでまとめたものが、県内の民間・各市町村等の一つのモデルになるという思いを込めて、皆さんとともに方針を決めたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

（副本部長）

次第にございます、3つの議題について順次進めて参りますが、議題1については、資料のタイトルと表現が違っております。正しくは、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針について」ということで、健康医療局のほうから概括ご説明いただき、続いて個別に所管局からご説明いただきます。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

（健康医療局）

知事からもお話ございましたように、昨日付で国の基本方針が示されました。感染の拡大を防ぎ、感染の流行を早期に収束させるには、徹底して対策を講じる必要がある。特に国の専門家会議において感染拡大のスピードを抑制するためには、これからの1～2週間が瀬戸際になる、というような認識も示されております。県といたしましても感染拡大の防止に向けて大変重要な時期と考えております。

そこで、本県として本日から3月15日までの期間を対象に、早急に次の対策に取り組むこととして、基本方針を定めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(副本部長)

それでは、前段については健康医療局から説明がございましたが、大きく1番から4番までの項目がございます。資料下の問い合わせ先にありますように、1番と4番は総務局、2番については教育局、3番についてはくらし安全防災局から順次説明してまいりますので、まずは1番と4番につきまして、総務局からご説明をお願いします。

(総務局)

まず1番でございます。職員向け対策として、感染拡大防止に向けて、全職員がテレワーク・時差出勤・年休取得を実施するというものでございます。これにつきましては、すでに2月18日の通知でも出しておりますが、この2週間により強力に体制をとるということで、具体的にさらにお示ししたいと考えております。一つ目、テレワークですが、所属長の判断におきまして、最大職員の5割までが実施可能とするもので、課内において半分がテレワークを実施することまで、許容範囲として、お示ししたいと思います。また、県民対応等の状況でテレワークができない場合も、その場合には拡大時差出勤をしていただく、あるいは年次休暇を取るということで、オフピークの通勤をして、混雑時に電車やバスに乗らないという対策を職員に取っていただきたいと思っております。こうした、各職場に応じた対応を実施することで、全職員が感染拡大の防止に努めるというものでございます。

次に4番、来庁者への対応でございます。県庁に県民の皆様が来庁していただかなくても用が足りるということがいろいろな手段でできると思っておりますので、来庁しなくて済むよう、県の提出物について、郵送、インターネット等によって対応していくということでございます。

(副本部長)

次に2番の県立学校向けの対策ということで、教育委員会からご説明いただきたいと思っております。

(教育委員会)

県立学校における児童・生徒等の安全安心を確保するという観点から、学校行事の原則延期、中止等の必要な措置を講じる、ということです。ただし、これから県立学校の合格者発表ですとか、卒業式、入学者説明会等々がございます。これら必要な部分については、時間の短縮、規模の縮小等の工夫をしながら実施してまいります。それ以外の児童・生徒等が集まる学校行事等については、原則延期もしくは中止とする、これが1つでございます。それからもう1つが、授業の始業時間を繰り下げることにによりまして、いわゆるオフピーク通学

についても検討し実施していく。そしてもう一つが、万が一生徒がり患をした場合、もしくは教員がり患をした場合、その学校を休校とする、これが主題でございます。本日付で全県立学校、市町村教育委員会等関係機関に、教育長通知を発出しています。なお、措置については当面のものということで、今後の情勢の変化によっては、さらに追加の措置を考えていきたいと思っております。詳細は別添資料をご覧ください。

(副本部長)

別添資料1、2によりまして、本日付で発出したということですので、参考にしていただければと思います。

次に、教育以外についてのイベント等の実施の扱いを、別添資料3をご覧くださいながら、説明いたします。すでにイベント等につきましては、2月18日に、くらし安全防災局、総務局、健康医療局の危機管理官の連名通知で、不要不急のイベント等については、規模の縮小等への切り替えを検討し、当初日程での実施が避けられないものは、こういう対応にしよう、という方向性を発出しました。こうした中で、国の基本方針で、まさに今が一番重要な時期であるとされたことから、3月15日までに県が主催するイベント等については、改めて次のとおりとさせていただきたいということで、資料に記載しています。まず県民の皆様が参加するイベント等につきまして、不特定多数の方が集まるイベントは原則中止又は延期、ただし開催せざるを得ないイベントについては、感染症拡大予防策を施したうえで開催することができる。なお、卒業式、資格試験など、参加者が特定され、かつ、開催の中止・延期が難しいものについては、参加者に十分な注意喚起を行い、感染症拡大予防策を施したうえで開催することができるという対応としたいと思います。

また、会議や研修について、不要・不急の会議研修等については、原則、中止または延期という考え方ですが、どうしても開催せざるを得ない会議研修等にあっても、まずは電子会議への切り替え、あるいは書面での開催といった代替手段を検討したうえで、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行って、さらに資料にある対策を施したうえで、開催することができるという方向としています。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針ということについては以上ですが、これに関して出席の構成員の皆様から何かございますか。

議会局お願いします。

(議会局)

本日、先ほど開催された団長会で、議会局からこれまでの県の新型コロナウイルス対策について説明し、その後議長から、新型コロナウイルスまん延防止のため、3点ほど発言がありましたので、各会派に周知するとともに当局に伝達します。1点目でございます。本会議、委員会等に出席する議員は、必要に応じてマスクを着用し、『発熱等の風邪症状がみられるとき』など、ウイルス感染が疑われる場合は、必ず欠席届を提出するなど、適切な対応を取

ること。

2点目でございます。当局出席者は、新型コロナウイルスのまん延を防止するため、議員と同様に必要に応じて欠席するなどの対応を行うので、予め、各会派においては、了承願いたいこと。

3点目でございます。当局出席者は、自覚症状なく感染していた場合のまん延を防止するため、議員と同様に必要に応じてマスクを着用するので、併せて、了承願いたいこと。

以上です。

(副本部長)

議会局の発言のとおり、当局に対してもご配慮いただいているということでございますので、引き続きご対応願います。

そのほか県の基本方針について、いかがでしょうか。

特にご意見なければ、本部長このような方向で進めるとしてご判断いただいてよろしいでしょうか。

(本部長)

たとえば、1時間だけ会議に出なければいけないという場合、その1時間だけ出て帰るということも可能であり、時間休ということになります。これまで働き方改革ということでテレワーク等もやってきました。そういったことを積み重ねて、この間一気に進めていきたいと思えます。各所属で柔軟な形で対応していただくということを最優先にさせていただいて、県の職員が新型コロナウイルスに感染となると、非常に反響も大きいし、県民のサービス低下にもつながりますので、十分に注意してもらいたいと思えます。3月15日までの間、集中的に、感染防止に徹底して取り組んでいきたいと思えますのでよろしく願います。

(副本部長)

県の基本方針については、指示のとおり柔軟に対応ということ、局職員にも周知して、よろしく願いたいと思えます。議題の1番の基本方針については、原案のとおり決定ということで、対応したいと思えます。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の強化

(副本部長)

続いて議題2ですが、資料2新型コロナウイルス感染症対策の強化について、健康医療局のほうからご説明いただきたいと思えます。

(健康医療局)

3つ主な強化策をお示ししております。1番目でございますが、本日危機管理対策本部

が設置されましたので記載しております。

2番目、「新型コロナウイルス感染症対策部会」の設置ということで、危機管理対策本部の下部組織として、全庁にご協力いただいて、新型コロナウイルス感染症への対応を専門に行う、「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策部会」を設置したいと思っております。設置日は来週令和2年3月2日からということで、20人規模の体制で、感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。各局のご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

3番目、「帰国者・接触者相談センター」の24時間対応ということで、感染の疑いがある方は、「帰国者・接触者相談センター」に必ずお電話をしていただいたうえで、適切な医療機関を受診していただきたいということで、これまでも各保健福祉事務所・センターで対応していましたが、24時間対応できるようにということで、県庁内に新たに、「帰国者・接触者相談センター」を設置、これはあくまでも電話相談となります。そこで保健師等が夜間及び休日にも対応して、医療機関への適切な受診につなげたいと考えております。開始は令和2年3月1日（日）からとなっております。

「帰国者・接触者相談センター」は、感染症の疑いがある方からの電話の相談を受けて、医療機関への受診を調整するところでございます。平日の昼間8時30分～17時15分は、県の各保健福祉事務所・センターで設置していますので、そちらにお電話をいただくこととなります。その時間以外、平日の夜間及び休日につきましては、県庁で一括して、「帰国者・接触者相談センター」を作りますので、こちらは、電話番号を調整中ですので、電話番号をお示しして、おかけいただくようになります。合わせて、神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルは、1月25日から開設をしているところですが、これは疑い事例というよりも、一般的なご相談やさまざまなお問い合わせについては、これまで同様、平日休日ともに9時～21時まで受け付けていますので、こちらもご利用いただければと思います。こういった県民からの相談体制を強化しまして、感染の疑いがある方を適切に医療機関につなげるという取り組みを進めていきますので、よろしくお願い致します。

(副本部長)

新型コロナウイルス感染症対策の強化について健康医療局から報告がありました。この件に関してご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

本部長何かございますか。

(本部長)

感染症対策部会、これは健康医療局だけでなく、いろんなセクションから、人を出してもらっているのですよね。

(健康医療局)

各局にご協力いただき、職員を出していただくことで体制を作っていきたいと考えています。

(本部長)

全庁的に取り組んでいかなければならないので、各局が力を合わせて対応していただきたいと思います。

(副本部長)

それでは、議題2については、こうした取り組みをしっかりと図っていくということで、共有させていただきます。

3. その他

(副本部長)

その他について、特段ご意見等があればよろしく申し上げます。

(健康医療局)

ダイヤモンドプリンセス号にかかる対応につきまして、ご報告します。2月の初旬からダイヤモンドプリンセス号のPCR検査の陽性者を搬送してまいりまして、ダイヤモンドプリンセス号にかかる神奈川県新型コロナウイルス対策本部というものを立ち上げてきましたが、本日をもって、PCR検査の陽性者の搬送がすべて終了する予定です。これをもって、本日本部を解散したいと考えております。ご協力、ご理解いただきましてありがとうございました。

(副本部長)

ダイヤモンドプリンセス号にかかる新型コロナウイルス対策本部が本日解消ということですが、本部長いかがでしょうか。

(本部長)

ダイヤモンドプリンセス号に関しては、県庁職員が先頭に立って頑張ってくれました。横浜市等と連携し、各DMATのみなさんもまとめていただいて、大変な中よくやっていただいたと、心から敬意を表したいと思います。ご苦勞様でした。

(副本部長)

予定されていた議題は以上でございます。最後に本部長お願いいたします。

(本部長)

こういう緊急事態でありますから、みなさんの力を合わせて乗り切っていきたいと思
います。本日から3月15日まで、神奈川県庁一枚岩となって、集中的に取り組んでいき
たいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(副本部長)

以上で危機管理対策本部を終了いたします。ありがとうございました。

以上